

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立霊堂の使用権の承継	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例（以下「条例」）第14条及び第21条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 使用権の承継が譲渡、又は他人の使用にあたるか。 （条例第14条第2項）</p> <p>2. 堺市立霊堂納骨壇使用承継申請書に前使用者の許可証及び市長が必要と認める書類に手数料500円を添えて申請しているか。 （条例第21条及び同条例施行規則第14条）</p> <p>3. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれがあると認められないか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日～7日
	標準処理期間を設定できない理由	